○衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長　神﨑　浩昭

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長　神﨑　浩昭

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長　原　邦明

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長　原　邦明

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長　中野　寛成

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長　中野　寛成

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長　中野　寛成

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長　和田　洋子

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長　和田　洋子

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長　橋本　文彦

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日　衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長　橋本　文彦

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十六年十二月十二日　午後二時